

# 「ツーリズムEXPOジャパン 2024」九州ブース出展業務委託 企画提案実施要領

この要領は、「ツーリズムEXPOジャパン 2024」九州ブース出展業務委託企画提案公募に参加しようとするものが留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項について同意し、企画提案書を提出するものとする。

## 1 目的

世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン 2024」において、九州への観光客誘致を九州7県が一体となって推進し、九州の観光産業を中心とした地域経済の発展・振興に寄与する。

## 2 事業概要

### (1) 業務名

「ツーリズムEXPOジャパン 2024」九州ブース出展業務

※「ツーリズムEXPOジャパン 2024」

- ・会期：2024年9月26日（木）～29日（日）4日間
- ・場所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明三丁目11番1号）
- ・内容：主催者ホームページを参照（<https://www.t-expo.jp/>）

### (2) 実施主体

九州ツーリズムEXPOジャパン運営協議会  
（事務局：一般社団法人九州観光機構地域共創部内）

### (3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり  
※仕様は、契約候補者との協議を踏まえて最終決定する。

### (4) 契約期間

契約締結の日から2025年1月31日（金）まで

### (5) 委託料上限額

20,158千円（消費税及び地方消費税を含む）  
※各県スペース毎に予算上限があるため、詳細は、別紙「仕様書」を参照のこと。

## 3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 官公庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。

#### 4 参加資格の失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 「3 参加資格要件」に定める要件を満たしていないとき。
- (2) 提出のあった企画提案書等が、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

#### 5 企画提案及び審査の実施方法

- (1) 企画提案書等の資料により、参加者がプレゼンテーションを行う。
- (2) 審査員は、「9 (3) 審査基準」に従い審査を行い、審査会において、各審査員が最優秀とした数が最も多い者を契約候補者とする。なお、契約候補者が複数ある場合は、評価点の合計を踏まえ協議のうえ、審査会において決定する。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。契約候補者の合計点が評点総計の 6 割に満たない場合は、再度企画公募を行うこととする。
- (4) 提案者が 1 者の場合、合計点数が最低基準点以上であることをもって、契約候補者として選定する。

#### 6 スケジュール

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| (1) 企画提案公募開始             | 2024 年 4 月 30 日 (火)           |
| (2) 事前質問提出期限             | 2024 年 5 月 17 日 (金) 17 時 (必着) |
| (3) 事前質問回答公表             | 2024 年 5 月 21 日 (火)           |
| (4) 企画提案参加申請書及び企画提案書提出期限 | 2024 年 5 月 28 日 (火) 12 時 (必着) |
| (5) 書類審査結果公表             | 2024 年 5 月 31 日 (金)           |
| (6) プレゼンテーション審査          | 2024 年 6 月 10 日 (月)           |
| (7) 契約候補者の決定通知           | 2024 年 6 月中旬                  |

#### 7 質問の受付

仕様等に関し、事前質問を受け付ける。提出された質問については、2024 年 5 月 21 日 (火) までに質問者あてに電子メールにより回答する。併せて、質問内容及び回答は、機構ホームページにて質問者匿名で公開する。ただし、質問又は回答の内容が提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

##### (1) 受付期間

2024 年 4 月 30 日 (火) から 5 月 17 日 (金) 17 時まで (必着)

## (2) 提出方法

事前質問書（様式第1号）を電子メール（「11 問合せ先」参照）により事務局まで提出するとともに、受信確認のための電話をすること。

## 8 企画提案書の提出

### (1) 提出を求める書類

① 企画提案参加申請書（様式第2号） 1部

② 企画提案書（A4サイズ・カラー） 10部

下記ア～オの内容を含めることとし、ページ番号を記載すること。

#### ア 業務内容【必須】

仕様書に基づく各業務の実施内容・方法の詳細について、提案者の強みを生かした提案を行うこと（詳細は仕様書参照）。なお、以下の提案は必須とする。

- ・九州ブースのデザイン、企画、運営、設営・撤去について提案すること。
- ・九州ブース内の回遊性向上のための具体的な取組みを提案すること。
- ・イベントスペース3小間を活用し、九州7県のグルメを来場者にPRするためのイベント内容及び各県スペースに誘導する取組みを具体的に提案すること（試飲・試食を含む）。併せて、来場者に訴求できるキャッチコピーを提案すること。なお、イベントの実施は、一般日のみとする。
- ・業界日と一般日について、それぞれのレイアウトを提案すること。また、各県スペース内での実施内容についても、併せて具体的に提案を行うこと。

#### イ スケジュール【必須】

#### ウ 事業実施体制【必須】

- ・総括責任者、各県担当者等について、可能な限り氏名まで記載すること。

#### エ 実績【必須】

- ・類似事業を企画・実施した実績がある場合は、イベント名称・実施時期・参加人数、規模等が分かるように記載すること。

#### オ 追加提案【任意】

- ・予算の範囲内で実施することを前提とし、提案者が効果的だと考える内容があれば積極的に提案すること。また、企画提案書に追加提案であることが分かるよう記載すること。

③ 見積書（任意様式） 10部（原本1部、コピー9部）

- ・見積額は、仕様書「4（4）各県スペースに係る調整、開催準備」とそれ以外に分けて積算し、仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、積算根拠が分かるように記載すること。また、各県スペースに係る調整、開催準備については、各県の予算額の範囲内で県毎に積算すること。
- ・事業実施に係る水道光熱費、給排水設備に係る費用、リース料、設営・撤去費用、図面作成費、管理費、ブース運営に必要なスタッフの人件費、旅費、謝金、体験プログラム等に係る県産品等の買取費用（県提供の場合を除く）、契約に係る経費（収入印紙代等）、その他事業実施に必要な経費全てを含むこと。

※業務委託料には、イベントスペース3小間分の出展料（税込み 1,488,300円）及びレンタルルーム1ルームの使用料（税込み 121,000円）を含む。各県スペースの出展料及びレンタルルーム使用料については、主催者と各県の間で直接精算するものとする。

## (2) 提出期限

2024年5月28日(火)12時必着

※郵送の場合も提出期限必着とする。また、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

## (3) 提出方法

持参(平日9時~17時)又は郵送により提出のこと。

併せて、企画提案書及び見積書のデータ(PDFデータ等)を電子メールにより事務局まで提出すること。

## (4) 提出先

九州ツーリズム EXPO 運営協議会(事務局:一般社団法人九州観光機構地域共創部内)

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 電気ビル共創館7階

メール: [e-okuzono@welcomekyushu.jp](mailto:e-okuzono@welcomekyushu.jp)

## (5) 留意事項

- ・必要に応じて、各種規程を主催者に確認するなどして、確実に実施が可能な提案を行うこと。ただし、合理的な理由により企画提案書提出時に確約ができない場合は、その旨を企画提案書に明記すること。
- ・会場内の九州ブースの設置場所や形状は、主催者が後日決定するため、提案時の条件は提案者が自由に設定して差し支えない。ただし、主催者が決定した形状等が提案内容と異なる場合は、事務局と協議の上、最終決定するものとする。
- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみを使用する。
- ・企画提案書等の作成に要した費用、その他応募に要した経費は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、採用の有無に関わらず返却しない。
- ・企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更は認めない。
- ・選定された提案者の企画提案書に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、九州ツーリズム EXPO 運営協議会に帰属するものとする。

## 9 審査

### (1) 1次審査(書類審査)

応募多数の場合、書類審査を行い、プレゼンテーション審査会の対象となる者を選定する。

書類審査を実施したか否か及びその結果については、2024年5月31日(金)にすべての企画提案者に対し、電子メールにより通知する。

### (2) プレゼンテーション(審査会)

#### ① 日程

2024年6月10日(月)

※プレゼンテーションの開始日時等の詳細は、提案者に後日通知する。

#### ② 場所

一般社団法人九州観光機構会議室

#### ③ 実施方法

提案者は、事前に提出した企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。1団体のプレゼンテーションの時間は30分(説明20分、質疑応答10分)とし、参加人員数は3名以内とする。

④ 持参パソコンの使用

プレゼンテーションにあたって、持参したパソコンを使用する場合は、事前に担当者（「11 問合せ先」参照）に申し出ること。

(3) 審査基準

評価項目	配点
1 業務実施体制・スケジュール ・円滑な業務遂行が可能な実施体制か、臨機応変に対応できるか ・実施スケジュールを現実的かつ具体的に設定しているか	15 点
2 九州ブースの集客、一体感の演出、デザイン性 ・会場内の九州ブースの設置場所やレイアウトを考慮した演出となっているか ・九州ブースとして一体感のある演出となっているか ・各県の特色を生かした演出、デザインとなっているか	20 点
3 各県スペースの集客 ・各県スペースについて、各県の魅力を伝える企画内容となっているか ・各県スペース内でのイベントの実施など、集客のための取組みは効果的か	20 点
4 九州ブース内の回遊性 ・九州ブース内の回遊性向上のための取組みは効果的か ・九州ブース全体の回遊性に配慮した配置など、適切な提案となっているか	15 点
5 九州7県のグルメに関するイベント実施による集客 ・各県のグルメの魅力を多くの来場者に向けてPRするため、工夫された内容か ・イベントスペースから各県スペースに誘導する取組みは効果的か ・来場者の目に留まるキャッチコピーであるか	10 点
6 業界日・一般日における効率的な運営 ・それぞれの目的・来場者の違いに応じた効率的なレイアウトとなっているか ・一般日において、効果的な情報発信を行うことができるか	5 点
7 追加提案 ・独自性があり、効果的な提案となっているか	5 点
8 実績 ・類似の受託実績が豊富であり、十分なノウハウを有するか	5 点
9 見積の妥当性 ・業務内容に見合った適切な見積であり、経費以上の効果が期待できるか	5 点
合計	100 点

(4) 契約候補者の決定

2024 年 6 月中旬

※審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メールにより通知する。なお、審査の経緯、順位、得点等は公表せず、審査結果に対する異議申立は受け付けない。

## 10 その他

- (1) 「ツーリズムEXPOジャパン 2024」の内容等について企画提案書作成に必要な事項（各種規程等）は、主催者に確認すること。
- (2) 実施要領に定めのない事項及び事業実施にあたって疑義が生じた場合は、九州ツーリズムEXPOジャパン運営協議会と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 契約候補者が、九州ツーリズムEXPOジャパン運営協議会と協議の上、委託契約を締結する。ただし、最高位の評価を受けた場合においても、「3 参加資格要件」に記載する要件を満たさない場合は、提案を無効とする。この場合、次順位者と協議の上、契約を締結する。
- (4) 委託契約の締結にあたっては、提案内容をもとに両者協議の上、最終的な仕様を決定するため、企画提案書に記載された内容をすべて実施することを保証するものではない。ただし、合理的な理由なく、契約候補者が一方的に提案内容を大幅に変更する場合は、不採択とすることがある。また、契約金額については、提出された提案書の評価を行い、事業者を選定した後、改めて見積書の提出を依頼し決定する。
- (5) 業務内容について、予算やその他の事情により変更を行う場合がある。
- (6) 2024年度九州ツーリズムEXPOジャパン運営協議会予算が成立しない場合は、本業務は実施しないものとし、その場合は、九州観光機構ホームページにて公表する。

## 11 問合せ先

九州ツーリズムEXPOジャパン運営協議会事務局

（一般社団法人九州観光機構地域共創部内）

担 当： 奥菌（おくぞの）

電 話： 092-401-7777

F a x： 092-751-2944

メール： [e-okuzono@welcomekyushu.jp](mailto:e-okuzono@welcomekyushu.jp)